

# 2018年度の事業報告書

2018年7月1日から2019年6月30日まで

特定非営利活動法人

教育研究機関化学物質管理ネットワーク(ACSES)

## 1 事業の成果

特定非営利活動法人教育研究機関化学物質管理ネットワークは、化学物質の安全適正管理の促進に向け、次のような事業を実施した。

定款第5条第1項の化学物質管理担当者の情報交換、協議のための連携組織の創設運営支援事業は、化学物質管理担当者連絡会（同世話人会主催）の開催の支援、協力を行っているが、本年度事業期間内には、開催されていない。第12回化学物質管理担当者連絡会（2018年9月7日開催、於：大阪大学（大阪）の開催に支援、協力した。

本法人定款第5条第2項の化学物質管理マスターデータベースネットワークシステムの創製、運用事業として、収集、創製した「第8期」分システムのデータの点検、補完作業を進め、必要とする全国の会員大学等に提供した。

また、定款第5条第3項の全国教育研究機関の化学物質管理方法に関する支援、指導事業として、多くの会員大学等に化学物質総合的安全適正管理に関する指導、相談を行い、化学物質管理に関する出張セミナー、講演を実施した。化学物質総合的安全適正管理に関する各種資料提供も数多く行った。多くの大学、研究所等に化学物質の安全適正管理の促進を働きかけた。

定款第5条第4項の化学物質製造・販売企業、化学物質管理システム販売企業、関連企業に対する化学物質の安全適正管理に向けた助言、指導等を実施した。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
全国の教育研究機関の化学物質管理担当者の情報交換、協議のための連携組織を設置し、共同で対処する体制を整える事業	「化学物質管理担当者連絡会」(同世話人会主催)の第12回連絡会(2018年9月7日、大阪大学)の開催を支援。  「化学物質管理担当者連絡会」(同世話人会主催)の第13回連絡会(2019年9月6日、京都大学)の開催準備、支援。	第12回連絡会の開催 (A)2018年9月7日 (B)本法人事務局 (C)10人 第13回連絡会の開催準備 (A)2018年7月～2019年6月	(D)110大学,機関,事業所等 (E)概ね23万人(推定)	1,202

化学物質管理マスターデータベースネットワークシステムを設置し、全国の教育研究機関の化学物質管理システムの共同利用に供する事業	ACSES 化学物質製品データベースシステム(ACSES-DB)のデータの拡充(490 社、95 万件)、点検補完(新たなデータ補完：139,600 計 累計 285,950)を行った。 ACSES-DBを必要とする全国の延べ 20 大学等に提供した。 Ver. 8 を 2017 年 10 月から提供した。 データ点検補完：毒劇物関係、労働安全衛生法関係、PRTR 制度等主要法規関係については一通り済み、新たに化学物質リスクアセスメント、特別管理物質等への対応も済ませた。	(A) 2018 年 7 月～2019 年 6 月、常時 (B) 本法人事務局 (C) 2 人	(D) 19 大学、機関等 (E) 概ね 13 万人	2,629
全国の教育研究機関の化学物質管理方法の支援、指導を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質総合的安全適正管理に関する指導、相談：延べ 40 大学等</li> <li>・化学物質管理に関する出張セミナー、講演：延べ 20 大学、その他 10 件</li> <li>・化学物質総合的安全適正管理に関する各種資料提供：延べ 55 大学等</li> <li>・全国の述べ大学、研究所等に化学物質安全適正管理の促進を働きかけた。</li> </ul>	(A) 2018 年 7 月～2019 年 6 月、頻繁 (B) 会員大学等及び本法人事務局 (C) 述べ 4 人	(D) 130 大学、機関、事業所等 (E) 概ね 27 万人(推定)	1,158
化学物質の安全適正管理に向け、化学物質製造・販売企業、化学物質管理システム販売企業、及び関連企業に対する助言、指導等を行う事業	化学物質製造・販売企業、化学物質管理システム販売企業 7 社に対する化学物質の安全適正管理に向けた助言、指導等を実施した。	(A) 2018 年 7 月～2019 年 6 月、随時 (B) 該当企業事業所及び本法人事務局 (C) 2 人	(D) 7 社 (E) 概ね 5 千人	1,292
本法人の目的達成のためのその他の事業	実施しなかった。	—	—	0

(備考)

- 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 (2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。